

宿泊約款

宿泊約款

◆第1条 適用範囲

- 1 本宿泊約款（以下「宿泊約款」といいます。）には、当館と宿泊契約及びこれに関連する契約の締結を行う者（以下「宿泊者」といいます。）との間の権利義務関係が定められています。宿泊約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

◆第2条 宿泊契約の申込み

- 1 宿泊者は、宿泊契約の申込みまたは宿泊の予約をするときは、次の事項を当館に申し出ていただくものとします。
 - （1）宿泊者名及び連絡先
 - （2）宿泊日及び到着予定時刻
 - （3）利用宿泊プラン
 - （4）その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊者が、宿泊中に前項第（2）号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し出た場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
- 3 第1項第（3）号の利用宿泊プランは、宿泊契約の申込み時においてのみ有効とします。申込み時と異なる利用宿泊プランでの宿泊を希望する場合は、新たな宿泊契約の申込みをしていただきます。なお、申込み時の予約は当然には解除されませんので、別途必要な手続きをとっていただくものとします。
- 4 宿泊者は、宿泊者と当館との間の宿泊契約又は宿泊予約の地位又は宿泊契約に基づく権利を第三者に譲渡することは、不適切な転売行為を防止し全てのお客様に適切な宿泊の機会を提供するため、当館が明確に承諾する場合を除き禁止されていることを了解の上、宿泊契約の申込みをするものとします。
- 5 宿泊者は、合理的な理由のない、同一利用者による同一日における重複する宿泊及び類似の日程における複数の宿泊の宿泊契約の申込みは、当館が可及的に多くのお客様に宿泊の機会を提供するため禁止されていることを了解の上、宿泊契約の申込みをするものとします。

◆第3条 宿泊契約の成立等

- 1 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、宿泊プラン（会議・展示会等）によっては、前条の申込後、事前決済を行っていただき当館が入金を確認したときに成立する場合がございます。なお、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

◆第4条 宿泊契約締結の拒否

- 1 当館は、次に掲げる場合において宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが、宿泊約款によらないとき
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
 - (3) 宿泊者や施設の利用者が、次の（イ）から（ハ）に該当すると認められるとき
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）、暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）、暴力団準構成員または暴力団関係者その他反社会的勢力であるとき
 - (ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき
 - (ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき
 - (4) 宿泊者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
 - (5) 宿泊者が特定感染症の患者等であるとき
 - (6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
 - (8) 宿泊者が、宿泊約款または当館内において当館の定める利用規則を遵守しないおそれがあると認められるとき
 - (9) 当館施設を管轄する旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき

◆第5条 宿泊者の契約解除権等

- 1 宿泊者は、当館の責めに帰すべき事由により宿泊契約を解除するときは、当館に申し出て宿泊契約を解除することができます。
- 2 宿泊者は、キャンセル規定において変更・解約を不可とされているプランを除き、当館に申し出て、宿泊契約を任意に解約することができます。この場合、当館は、キャンセル規定に従いキャンセル料を申し受けます。

- 3 当館は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日初日の午後6時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により任意に解約されたものとみなし処理することができます。この場合、当館は、当日キャンセルとみなし、規定に従いキャンセル料を申し受けます。

◆第6条 当館の契約解除権

- 1 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊者が宿泊に関して、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
 - (2) 宿泊者が特定感染症の患者等であるとき
 - (3) 天災、施設の故障等、やむを得ない事情により宿泊させることができないとき
 - (4) 宿泊者が次の(イ)から(ハ)に該当すると認められるとき
 - (イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他反社会的勢力であるとき
 - (ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき
 - (ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき
 - (5) 宿泊者が宿泊施設、もしくは宿泊施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき
 - (6) 宿泊者が宿泊約款または当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき
 - (7) 当館施設を管轄する旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき
 - (8) 宿泊者が保護者又は監督権限者の許可なく、未成年者のみで宿泊しようとするとき
 - (9) 本項(3)号以外の理由により、当館が契約した客室を宿泊者に提供できないとき
(ただし、この場合は可能な限り他の宿泊施設を斡旋するものとします。)
 - (10) 当館の明確な承諾なく宿泊契約の地位または宿泊契約に基づく権利が譲渡されたと認められるとき
 - (11) 同一利用者による、合理的な理由のない、同一日における重複する宿泊契約の申込みまたは類似の日程における複数の宿泊契約の申込みがされたと認められるとき

◆第7条 宿泊の手続

- 1 宿泊者は、宿泊日当日、当館において、次の事項を登録するものとします。
- (1) 宿泊者の氏名・年令・性別・住所・電話番号及び職業
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、旅券(パスポート)の写しの提出
(なお、外国人の方が日本国内に住所を有するかどうかを確認するため、在留カード、マイナンバーカード、運転免許証等の日本国内に住所を有することが確認できる書類の呈示をお願いする場合があります。)

- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊者が第10条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただくことがあります。

◆第8条 客室の使用時間

- 1 宿泊者が当館の客室を使用できる時間は、宿泊契約ごとに設定されたチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。但し、連泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当館は、前項の規定にかかわらず、追加料金をお支払いいただく事で、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。但し、時間外使用は、出発予定日の客室が満室の場合、お断りさせていただきます。

◆第9条 利用規則の遵守

- 1 宿泊者は、当館内において、当館が定めた利用規定に従うものとします。

◆第10条 料金の支払い

- 1 宿泊料金の内訳は、以下のとおりとします。
基本料金 付帯料金 追加料金 税金
- 2 宿泊料金等の支払いは、日本円又は当館が認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊契約の成立のチェックインの時まで又は当館が請求した時、当館にお支払いいただきます。
- 3 当館は、当館が宿泊者に対する客室の提供の準備をし、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金を申し受けます。

◆第11条 宿泊者の手荷物又は携帯品の保管

- 1 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が承諾したとき（当館が指定する方法による場合を含みます。）に限って責任をもって保管し、宿泊者がチェックインをする際にお渡しします。
- 2 宿泊者がチェックアウトをしたのちの手荷物又は携行品は、当館が予め承諾したときに限って責任をもって保管します。当館が予め申し受けた手荷物又は携行品の預かり期間内に引取りがされないときは、故意に遺棄され所有権が放棄されたものとみなす取扱いをさせていただきます。

- 3 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品等の携行品が当館の承諾なく残されていた場合において、意図的に放置されたことが合理的に推認される場合、またはチェックアウトの日から当館の定める保管期間が経過しても携行品に関するご連絡がない場合には、故意に遺棄され所有権が放棄されたものとみなす取扱いをさせていただきます。

◆第12条 お持込み等の取扱い

- 1 多額の現金及び貴重品のお持込みをご希望の場合は、セキュリティ等の事情から事前にお知らせいただきます。お知らせいただいた場合でも、当館の判断によりお持込みをお断りすることがあります。なお、当館にお知らせいただかずにお持込みになられた多額の現金及び貴重品の毀損・汚損・紛失等について、当館は責任を負いかねます。
- 2 当館が個別の手続においてその保管・管理をお引き受けした場合を除き、宿泊者がお持込みになった現金、貴重品、手荷物又は携行品については、宿泊者にて保管・管理していただくものとし、毀損・汚損・紛失等について当館に故意又は重大な過失がある場合に限り損害を賠償するものとします。
- 3 前項の賠償については、客観的に損害額が立証されることを条件に当該損害を賠償するものとします。宿泊者の主観的な価値にかかわらず、損害額の客観的な評価が困難な場合については、協議の上賠償します。

◆第13条 宿泊者の責任

- 1 宿泊者の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当館は当該宿泊者からその損害を賠償していただきます。

◆第14条 客室への入室について

- 1 当館は、次に掲げる場合において、宿泊者のチェックイン後であっても宿泊者の許可なく客室へ入室することがあります。
 - (1) 清掃、ルームサービス等当館のサービスを提供するとき
 - (2) 法令の規定、利用規則、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき
 - (3) 警察・消防の指導に従い、入室が必要と判断されたとき
 - (4) 建物・設備の保全上必要があると判断されたとき
 - (5) 宿泊者の安否確認・安全確保のため必要と当館が判断したとき

◆第15条 駐車責任

- 1 宿泊者が当館の駐車場をご利用になる場合、当館は駐車場所をお貸しするものであり、車両の管理責任や第三者による加害の防止の義務まで負うものではありません。当館の駐車場内においてお客様車両に生じた車両内の金品等の盗難、滅失、毀損等の損害又は駐車場内での自動車事故、天災地変その他の不可抗力に起因した不具合について、当館は責任を負いません。

◆第16条 条項の分離性について

- 1 宿泊約款は、その一部が公的機関により違法又は無効であると判断された場合であっても、当該一部を除く部分はその影響を受けず、有効に存続するものとします。

◆第17条 準拠法及び裁判管轄について

- 1 宿泊約款に関する一切の紛争については、福島地方裁判所又は福島簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 2 宿泊契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

◆第18条 宿泊約款の変更

- 1 宿泊約款は、民法上の定型約款に該当し、宿泊約款の各条項は、宿泊者の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。
- 2 宿泊約款の変更は、宿泊約款の変更内容が公表された後、指定された効力発生日から適用されます。

利 用 規 約

当館は、お客様に安全・快適なご利用をいただくためと、公共性を保持するため、宿泊約款と一体となる規則を定めております。

この規約に違反したときは、宿泊約款第6条の規定により、宿泊契約を解除することがあります。

- 1 貴重品は、その種類及び価額を明告したうえで、フロントへお預けください。
但し、以下の物品のお預かりは致しかねます。

- (1) 10万円を超える価値を有する物品又は金銭等
 - (2) 情報記録装置を有する機器（パソコン、携帯電話、タブレット端末、ゲームその他のIT機器等）および各種記録媒体（HDD、SSD、USBメモリー、SDメモリーカード、CD-R、DVD-R、フロッピーディスク、その他のリムーバブルメディア等）
 - (3) 個人情報にかかわる物品（顧客名簿等）
 - (4) 冷蔵または冷凍での保管を要する物品
 - (5) 生花、盆栽、植栽その他当館において保管および管理することが難しいと判断したもの
- 2 契約人数を超えての客室利用は禁止します。
- 申出なく契約人数を超えての利用が発覚した場合は、直ちに退去していただくほか、その超過人数分の宿泊料金をお支払いいただきます。
- 3 当館での次に定める行為は、当館が認めた場合を除き、禁止しております。
- (1) 宿泊を目的としない客室の利用
 - (2) 外来者との客室での面会
 - (3) 窓・壁面その他の場所に写真、ポスター等を貼付し、当館の美観を損なう物品を掲示すること
 - (4) 写真・動画を撮影する行為、および当該撮影された写真・動画をインターネット、SNSその他種類の如何を問わず各種メディアに公衆送信（閲覧する可能性のある者の人数の多寡を問わないほか、動画については記録配信及び生配信の別を問いません。）する行為
- 4 当館で次に定める行為は固く禁止しております。
- (1) 暖房用、炊事用の火器及び当館の貸出品以外の高電圧電化製品の使用
 - (2) 当館の所定の場所以外での喫煙（電子タバコ、加熱式タバコ等による喫煙も含みます）
 - (3) 楽器演奏等の喧騒行為、粗暴な振る舞い、異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼしたりする行為
 - (4) 次に定める物品の持込
 - (イ) 動物、鳥類等（盲導犬等は除きます）
 - (ロ) 覚醒剤、麻薬類等、法令等により所持を禁止されている薬品類
 - (ハ) 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び身体に害を及ぼす危険性のある薬品
 - (ニ) 許可証のない銃砲、刀剣類及びこれらの類似品
 - (ホ) 著しく多量もしくは重量のある物品
 - (ヘ) 悪臭を発する物品
 - (ト) ゴミ及び客室の衛生を妨げる物品
 - (チ) 当館内で使用を目的とした電化製品及び調理器具等の物品

- (リ) 当館が客室への持込を禁止することとした物品
 - (5) 公序良俗に反する行為
 - (6) 他のお客様にチラシ、ビラその他の広告物を配布する行為
 - (7) 館内の諸設備及び諸物品の移動、加工、持ち出し、および本来の用途外の目的での使用
 - (8) 客室以外の場所での所持品の放置
 - (9) 客用以外の施設への立ち入り
 - (10) 当館が許可する施設以外からの飲食物の等の出前を取ること
 - (11) 大浴場内及びユニットバス内での染毛・漂白剤等の使用
 - (12) 客室内でお香を焚く行為
 - (13) 営利を目的とした活動
 - (14) 当館従業員に対する攻撃、つきまとい、過剰な要求および金品等の提供
 - (15) 館内のインターネットその他の通信用の設備等にかかわる配線の変更および客室内のテレビジョン受信機に当館で許可したもの以外の機器を接続する行為
 - (16) 当館の承諾を得て写真・動画を撮影する場合であっても、他の宿泊者、当館従業員その他の関係者を直接の被写体にするかどうかにかかわらず、同人の承諾なしに写真・動画を撮影する行為
- 5 客室ルームキーを紛失した場合は、鍵交換工事に要する費用の全額を申し受けます。
- 6 館内に設置された計器備品および客室の内外の壁、窓、床、天井その他の構造物・付属設備を故意または過失により破損、汚損又は滅失させた場合、修繕費用の全額を申し受けます。
- 7 アメニティ以外の客室のある物品および計器備品のお持ち帰りは禁じます。もし、お持ち帰りになった場合には、新たな物品の購入に要した費用の全額を申し受けます。
- 8 駐車場のご利用方法
- (1) 駐車台数はお一人様1台とさせていただきます。
 - (2) 観光バス及び特別医療車両、大型工事車両等の中・大型車は、原則としてお断りしております。
 - (3) 宿泊のお客様の利用時間は、原則としてご到着時からチェックアウトの時刻までとさせていただきます。
 - (4) 日帰り入浴、昼膳のお客様の利用時間は、原則としてご到着からご利用時間終了の時刻までとさせていただきます。
 - (5) 駐車場敷地内での洗車は、原則としてお断りいたします。
- 9 大浴場・岩盤浴の利用について
- (1) 入れ墨（タトゥーシール等によるものを含みます。）、ボディペイントを施された方については、その大小及び身体のいずれの部分に施されているかにかかわらず、ご利用はお断りいたします。

但し、当館の指示に従って、当該入れ墨等が外部から視認できないようにする措置を取られた方については、ご利用いただけます。

(2) 満6歳以上のお子様は、性別に従って男女別の入浴施設をご利用いただけます。

但し、法令等又は県条例等の制定・改正により、混浴を禁止される年齢の下限が引き下げられた場合は、制定・改正後の年齢制限に従っていただくものとします。

10 未成年者の宿泊について

当館は、未成年者が成年の方と同伴して宿泊される場合であっても、保護者からの同意を得ていることを確認させていただくため、宿泊当日のチェックインの時までに当館が別途定める同意書の提出を求める場合があります。

附 則

最終変更掲載日 2025 年 10 月 1 日 効力発生日 2025 年 10 月 1 日